

「入札金額見積内訳書」の改正及び「労務費ダンピング調査」の実施について

令和8年4月1日

1 入札金額見積内訳書への記載項目の追加

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、建設工事の入札の際に提出を求めている入札金額見積内訳書に、次の5項目を追加します。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担分）
- (4) 建設業退職金共済（建退共）契約に係る掛金
- (5) 安全衛生経費

ただし、これらの記載欄については、当面の間は記入がない場合も入札を無効とはしません。

2 労務費ダンピング調査の実施

入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が、一定水準（官積算の97%）を下回った場合は、書面により理由の確認を行います。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。

なお、下回っている合理的な理由が確認できない場合でも、契約締結の効力が無効となることはありませんが、改善措置を講じるよう要請した上、建設Gメンに通報します。

3 対象案件

令和8年4月1日以降に公告・指名通知を行う、競争入札による建設工事（単価契約を除く）

4 入札参加者への周知

入札公告又は指名通知に次のとおり記載して、入札参加者に周知します。

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア) 理由の確認方法：書面（様式1）。

イ) その他：調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

5 発注者の内訳書の確認

落札候補者から提出された入札金額見積内訳書の確認等については、国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき実施するものとする。（別添の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」概要を参照）。

「労務費ダンピング調査を防止するための公共発注者向けガイドライン」概要

1 ガイドラインの概要、目的

建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な水準の労務費の確保と賃金の支払いを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が成立した。

当該改正のうち、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）については、令和7年12月12日に完全施行される。入契法第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額見積内訳書を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされている。

発注者が入札金額見積内訳書の記載内容を確認する際、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。

2 低入札価格調査制度の場合

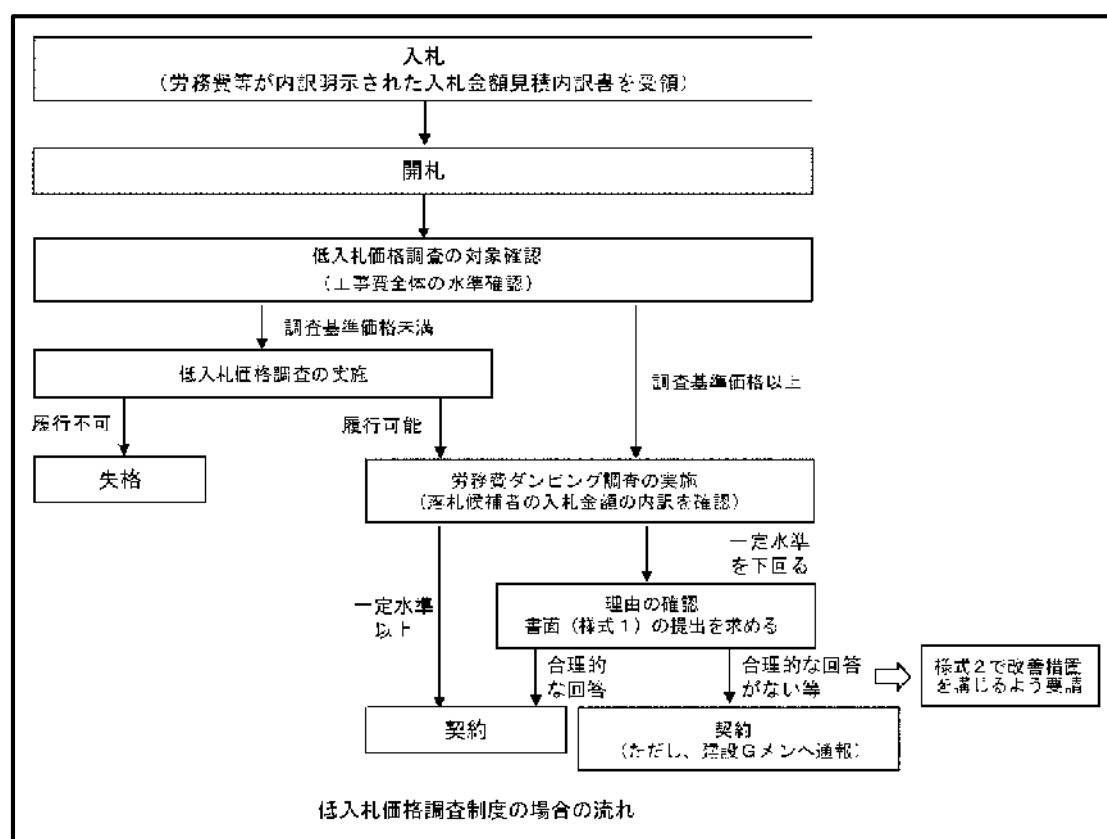
現在実施している低入札価格調査制度を強化する目的として、落札候補者に対して、「労務費ダンピング調査」を実施するものである。

なお、中央公契連モデルによれば、直接工事費の額に0.97を乗じて得た額には、官積算上の労務費が100%含まれていることから、この水準を確保することを目安とする。（最低制限価格制度の場合も同様）

「労務費ダンピング調査」では、提出された入札金額見積内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には書面（様式1）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な理由が確認できなかった場合でも、法的には契約締結の効力が無効になることはないが、発注者は建設業法40条の4に基づく調査を行う者（以下「建設Gメン」という。）への通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は「6 建設Gメン通報」に示す。

また、低入札価格調査を実施した業者についても、建設Gメンへの通報を行うことが望ましい。

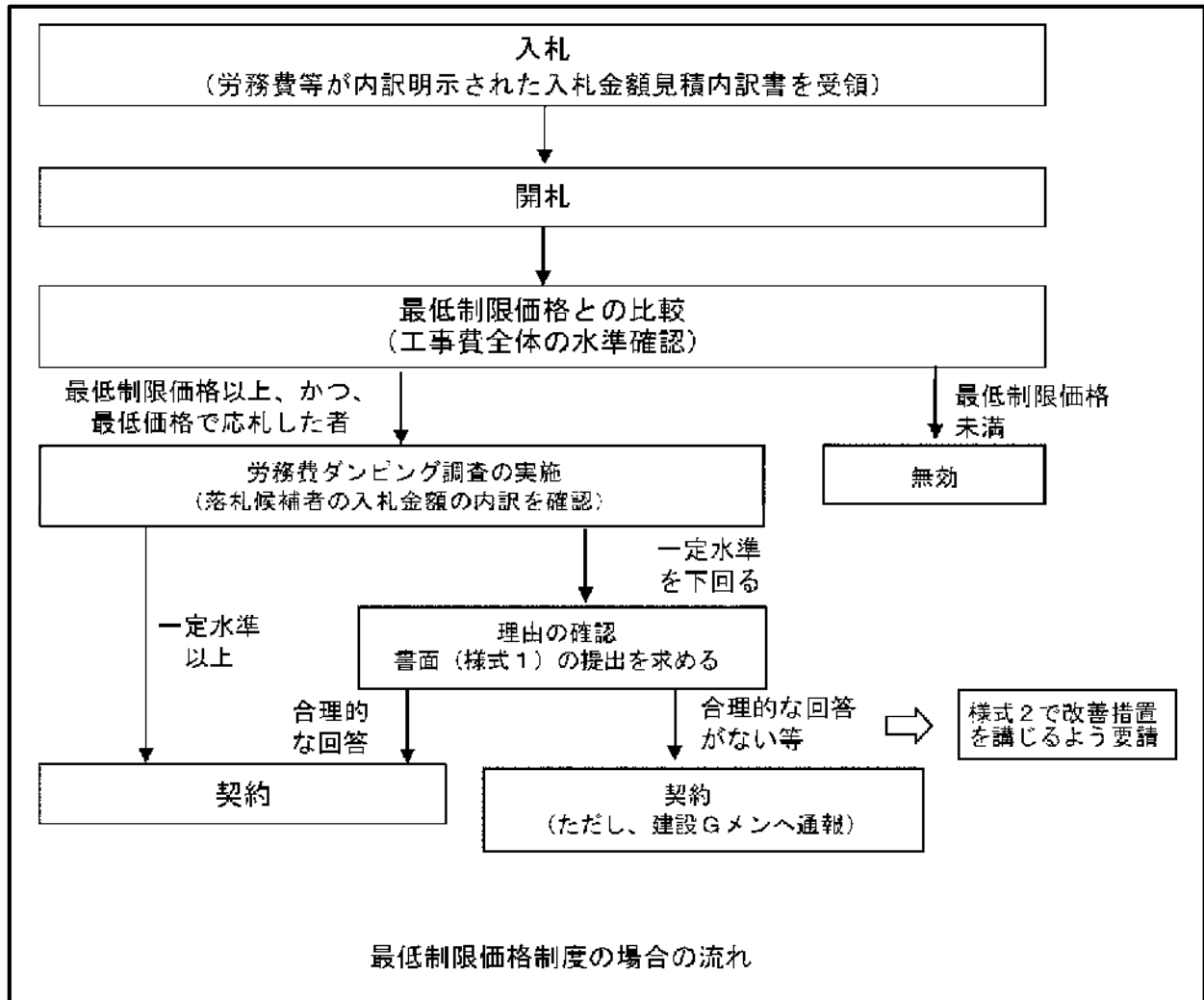


3 最低制限価格制度の場合

最低制限価格制度の場合には、予定価格以下、かつ、制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となる。この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

「労務費ダンピング調査」では提出された入札金額見積内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には書面（様式1）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な理由が確認できなかった場合でも、法的には契約締結の効力が無効になることはないが、発注者は建設Gメンへの通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は「6 建設Gメン通報」に示す。



4 「一定水準」について

「労務費ダンピング調査」では、落札候補者が提出した入札金額見積内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行うことから、「一定水準」の設定が重要となる。この「一定水準」は、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」の活用を基本とする。

$$\text{一定水準} = \text{当該工事の直接工事費の官積算額} \times \text{係数}$$

5 理由の確認

(1) 確認する内容（例）

- ・入札金額見積内訳書の作成では「労務費に関する基準（以下「労務費の基準」という。）」（又は公共工事設計労務単価）を踏まえているか。
- ・適用している「労務費の基準」（又は公共工事設計労務単価）は最新の値か。
- ・適用している「労務費の基準」（又は公共工事設計労務単価）の職種・工種・地域に発注者の想定と齟齬はないか。

(2) 想定される合理的な回答（例）

- ・一般的な施工条件に比べて大規模で、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ICT施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・過去に自社で施工した類似工事の実績から算定した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・下請けからの見積が一部、材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。

(3) 想定される合理的ではない回答（例）

- ・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- ・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
- ・根拠なく概算で算出した。

(4) 合理的な回答が得られなかった場合の対応

発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」、「適正な賃金を支払わなければならない」旨についての注意喚起・警告を書面（様式2）で行った上で、建設Gメンへ通報する。

なお、理由の回答を拒んだ場合には、当該者の入札は入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書等において明らかにしておくこと。

6 建設Gメン通報

(1) 通報先

発注者は「労務費ダンピング調査」の結果、建設Gメンへの通報を行う対象となった場合及び建設Gメンへの通報が必要であると認められた場合、「入札契約適正化相談窓口」を経由した建設Gメンへの通報を原則とするが、建設業法違反に関する通報を受け付ける「駆け込みホットライン」への通報も可能である。

「入札契約適正化相談窓口」の連絡先

- ・ 関東地方整備局 048-601-3151 ktr-kensanl-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

(2) 通報内容

建設Gメンへの通報は、原則として電子メールによるものとし、通報内容の一例は、以下のとおりとする。また、下記以外で、建設Gメンから提供依頼があった場合は、必要に応じて協力すること。ただし、金入設計書や入札金額見積内訳書等については、各発注者にて提供の可否を判断すること。

<通報内容の一例>

- ・ 通報者（発注機関名、担当部局名、担当者の氏名、連絡先）
- ・ 該当する入札参加者の商号又は名称
- ・ 主たる事務所の所在地
- ・ 代表者の氏名
- ・ 建設業の許可番号
- ・ 該当する工事名
- ・ 入札日
- ・ 応札率
- ・ 入札参加者の見積りによる工事の施工に要する費用（税込み）
- ・ 理由の確認の結果
- ・ 公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書（回答含む）
- ・ 労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方
- ・ 金入設計書
- ・ 落札者提出の入札金額見積内訳書

令和 年 月 日

(発注者)

さいたま市水道事業管理者

(落札候補者)

住所

商号又は名称

代表者 氏名

理 由 書

〇〇〇〇工事について、当該直接工事費（労務費）が一定水準を下回った理由は、以下のとおりです。

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 様

(発注者)
さいたま市水道事業管理者

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

「〇〇工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額見積内訳書に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われるため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては、合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の競争入札から「入札金額見積内訳書」の取扱いが変わります。

代表者名:

直接工事費計が官積算の97%未満の場合は
「建設Gメン」に通報する場合があります。

※2 「工事原価のうち安全衛生経費」

問い合わせ先
さいたま市水道局業務部管財課
契約係
電話 048-714-3080
FAX 048-832-3336